

桐生市新里温水プール（通称カリビアンビーチ）ネーミングライツ募集要項

1 募集の趣旨

ネーミングライツを民間事業者等に付与することを通じ、新たな財源を確保し、本市の財政の健全化に寄与することを目的に、桐生市新里温水プールへのネーミングライツスポンサーを募集します。

2 募集概要

(1) 対象施設

- ・ 名 称：桐生市新里温水プール（通称カリビアンビーチ）
- ・ 所 在 地：桐生市新里町野 4 6 1 番地
- ・ ホームページ：<http://www.city.kiryu.lg.jp>（桐生市ホームページ）
<https://www.city.kiryu.lg.jp/shisetsu/sports/caribbean/index.html>（桐生市新里温水プール）

(2) 施設概要

- ・ 構 造 規 模：鉄筋コンクリート造 2 階建
- ・ 建 築 面 積：5, 1 5 5. 8 1 m²
- ・ 延 床 面 積：7, 3 8 9. 2 8 m²
- ・ 敷 地 面 積：1 5, 5 0 7. 9 2 m²
- ・ 駐 車 場：8 0 0 台
- ・ 主 な 施 設：流れるプール、造波プール、競泳プール 2 5 m×7 コース、
ロデオマウンテン 3 コース、ウォータースライダー 3 ライン、
ジャグジー 3 種類、サウナ

(3) 施設管理者

桐生市新里温水プール指定管理者
株式会社桐生スイミングスクール

(4) 利用状況（過去 3 か年実績）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
開館日数	244 日	193 日	296 日
入館者数	134, 745 人	101, 010 人	212, 575 人

※ 例年 2 月はメンテナンス時期のため休館となります。また、令和 4 年度及び、令和 5 年度は大規模改修工事により、開館日数及び入館者数が減少しております。

3 ネーミングライツについて

- (1) 「愛称」(社名若しくは商品名・ブランド名等)を命名する権利を付与します。
※施設の正式名称は「桐生市新里温水プール(通称カリビアンビーチ)」のままで変更しませんが、市は対外的な広報やホームページなどで愛称を積極的に使用し、愛称の定着を図ります。
※愛称は、公共の施設としてのふさわしさ、親しみやすさ、呼びやすさ等の視点から市民の理解が得られるものにしてください。
- (2) 施設内外に愛称表示看板等を設置することができます(広告の掲示はできません)。
※具体的な愛称表示看板等の設置場所や表示面積、表示内容等については、別途協議させていただきます。
- (3) ネーミングライツ料
 - ①希望価格 年300万円以上(消費税及び地方消費税を除く。)とします。
※契約初年度は月割り計算とします。
 - ②契約期間 3年以上を原則とします。
- (4) 愛称使用開始時期
契約締結の日以降で、スポンサーとの協議により決定させていただきます。
※愛称の使用開始日において、看板等の表示変更が完了していない場合であっても、契約期間及びネーミングライツ料は変更しません。

4 費用負担

- (1) ネーミングライツ事業スポンサー
ネーミングライツ料のほか、以下の費用を負担していただきます。
 - ① 施設内外の愛称表示看板等の設置費用
 - ② 設置後の維持管理費用
 - ③ 契約期間終了に伴う原状回復費用(次回も引き続き契約する場合を除く。)
 - ④ 施設ホームページに外部委託が必要なもの
- (2) 桐生市
 - ① パンフレットや市の印刷物への掲載
※パンフレット等の印刷物は契約締結後に作成するものとし、既存の印刷物等の在庫はそのまま使用します。
※ネーミングライツスポンサーが切り替わる際等に多くの在庫が発生することが想定されるパンフレットや印刷物は対象外とします。
 - ② ホームページ等の表示変更に伴う経費

5 募集について

(1) 条件

- ① 利用者の混乱を避けるため、契約期間内において愛称の変更はできません。
- ② ネーミングライツ事業は、市有施設の設置の目的に支障を生じさせない方法により実施いたしますので、当該市有施設の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしてください。
- ③ スポンサーは、次のいずれにも該当しない業種又は事業者とします。
 - ア 法令に違反する事業者又は違反するおそれのある事業者
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)で、風俗営業等と規定される業種及び風俗営業類似の業種
 - ウ 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条に掲げる貸金業に該当するもの
 - エ たばこに係るもの
 - オ ギャンブル(宝くじに係るものを除く。)に係るもの
 - カ 規制対象となっていない業種においても悪質商法などの社会問題を起こしている業種又は事業者
 - キ 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
 - ク 私的な秘密事項の調査に関する業種
 - ケ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)及び会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による再生又は更生の手続中の事業者
 - コ 国税又は地方税を滞納している事業者
 - サ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
 - シ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う事業者
 - ス 桐生市請負業者等指名停止等措置要綱(平成 2 年 4 月 1 日施行)に基づく指名停止を受けている事業者
 - セ 個人(事務所又は事業所を有する個人を除く。)
 - ソ その他、部長等がスポンサーとして適当でないと判断した業種又は事業者

(2) 募集期間

令和 7 年 11 月 20 日(木)から令和 7 年 12 月 19 日(金)まで
(また、郵送の場合は、募集期間内に必着のこと。)

(3) 申込方法

別紙「ネーミングライツ事業申込書」に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、桐生市新里支所地域振興整備課へ持参または郵送にて提出してください。

※ 持参する場合は募集期間(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の 8 時 30 分から 17 時 15 分までの間に持参してください。

応募書類

- ① ネーミングライツ事業申込書
- ② 印鑑証明書（法人の場合は代表者印）
- ③ 会社概要及び直近 3 箇年の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）
- ④ 法人場合は登記事項証明書、個人の場合は住民票（本籍記載、マイナンバー未記載で発行から 3 箇月以内のもの）
- ⑤ 国税及び地方税に滞納のないことの証明書（直近 1 年分。発行日から 3 箇月以内のものに限る。）
- ⑥ 愛称に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要が分かるもの
- ⑦ 事業実施にあたる提案事項（任意）

（４）提出部数

正本 1 部、副本 5 部（副本はコピー可）

（５）質問の受付

応募にあたり質問がある場合には、質問事項を記載した文書（任意様式）を FAX 又は電子メールで受付けます。

（６）留意事項

- ① 必要に応じて追加書類を求めることがあります。
- ② 提出された応募書類の変更、差替え、再提出及び返却には応じられません。
- ③ 情報公開請求があった場合には、桐生市情報公開条例に基づき公開の対象となります。
- ④ 応募書類提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- ⑤ 応募に関し必要な費用は、応募者の負担となります。

6 選定方法

応募書類をもとに、提案されたネーミングライツ料、愛称等を総合的に判断して優先交渉者（※）を選定します。

※優先交渉者…応募者のうち、ネーミングライツ事業スポンサーとしての適格があり、かつ、市が有利な条件で契約を締結することができるものとして、他の応募者に優先して市が契約に係る交渉をするもの。

7 決定及び公表

- （１） 優先交渉者との契約内容等の交渉を行った上でネーミングライツ事業スポンサーとして決定し、市と契約を締結します（別添のフロー図を参照してください）。
- （２） ネーミングライツ事業スポンサーが決定した際には、全ての応募者に文書で通知するとともに、市ホームページ等で発表します（優先交渉者の発表等途中経過については公表いたしません）。また、応募状況及び提案の内容等については公表しないも

のとします。

8 契約の解除

契約締結後、スポンサーが応募資格を喪失した場合、又は信用失墜行為により本施設のイメージが損なわれる恐れがある場合などには、契約満了を待たず契約を解除する場合があります。

この場合、原状回復等に必要な費用は、スポンサーの負担とします。

9 その他

- (1) この要項に定めのない事項については、別途協議するものとします。
- (2) 不測の事態等が生じたときは、この要項に記した内容に関わらず、臨機の措置をとることがあるものとします。

10 申し込み・問い合わせ先

〒376-0194 群馬県桐生市新里町武井 693-1

桐生市地域振興整備局 新里支所 地域振興整備課

電話：0277-74-2217 F A X：0277-74-1338

e-mail：n-chiikishinko@city.kiryu.lg.jp

ネーミングライツ手続きフロー

